

令和 7 年度 三原市短期集中型訪問サービス事業実施事業者募集要項

本要項は、令和 7 年度 三原市短期集中型訪問サービス事業の実施事業者の募集・事業所台帳の登録に関して、必要な事項を定める。

1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 事業開始決定後、速やかに事業着手ができること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税の滞納がないこと。
- (4) 医療機関、介護保険サービス事業所であること

2 業務内容

別途仕様書のとおり

3 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を揃えて提出すること。また、各様式は、市高齢者福祉課ホームページより、応募者においてすること。

- ・三原市短期集中型訪問サービス応募申請書（様式 1 号）
- ・三原市短期集中型訪問サービス実施企画書（様式 2 号）

(2) 応募期間

令和 8 年 1 月 31 日まで

(3) 応募先

三原市保健福祉部高齢者福祉課

(4) 留意事項

- ア 必要に応じて、応募者に対して説明を求めることがある。
- イ 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。
- ウ 応募期間に必要な書類が揃わなかった場合は、応募書類を受理しない。
- エ 受理した応募書類は、返却不可とし、受理した応募書類の変更は認めない。
- オ 提出された応募書類は、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開することができる。
- カ 提出された応募書類に基づき、事前の実地調査を行うと共に、必要に応じて別途書類の提出を求める場合がある。
- キ 応募を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

4 事業所台帳への登載

応募書類に基づき応募資格を満たしているかを審査するとともに、市長が円滑かつ適正に事業運営を行えると判断した事業所を事業所台帳へ登載する。

5 応募の無効

応募者が次のいずれかに該当する場合は、当該応募を直ちに無効とする。

- (1) 上記 1 の応募資格に該当しないと認められるとき。

- (2) 応募書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 応募者又はその関係者が公正かつ公平な審査を直接又は間接に妨げたとき。
- (4) その他応募に係り不正の行為が認められるとき。

6 留意点

事業の委託契約締結後であっても、本要領に定める応募資格を満たさなくなった場合、応募内容と実際面で重大な乖離があった場合、また、仕様書に基づく事業実施が行なわれていない場合は事業所台帳から削除するとともに委託契約を解除する。

応募期間中においても、受託要件を満たすことを確認した後、随時、委託契約を行う。